

平成28年10月1日以降

	特別徴収（天引き）を開始する年度						翌年度以降					
	上半期			下半期			上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
徴収方法	普通徴収 年金からは天引きはしません。 従来どおり、納税通知書または口座振替により納めていただきます。			特別徴収			特別徴収			特別徴収		
年金支給月	4月	6月 普通徴収 第1期	8月 普通徴収 第2期	10月	12月	翌年2月	翌年4月	翌年6月	翌年8月	翌年10月	翌年12月	翌々年2月
徴収税額	—	年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	前年度の 年税額の 2分の1に 相当する額 の3分の1	前年度の 年税額の 2分の1に 相当する額 の3分の1	前年度の 年税額の 2分の1に 相当する額 の3分の1	年税額から 上半期に徴 収した額を 差し引いた 残額の3分 の1	年税額から 上半期に徴 収した額を 差し引いた 残額の3分 の1	年税額から 上半期に徴 収した額を 差し引いた 残額の3分 の1
	年税額の2分の1を、第1期6月・第2期8月の2回に分けて普通徴収します。			年税額の2分の1を、10月・12月・2月の3回に分けて特別徴収します。			前年度の年税額の2分の1に相当する額を、4月・6月・8月の3回に分けて特別徴収します。			年税額から上半期に天引き済の額を差し引いた額を、10月・12月・2月の3回に分けて特別徴収します。		